

令和7年8月1日（金）
香川県広域水道企業団 財産契約課
担当者：川松、瀧
ダイヤルイン：087-826-6114

入札参加有資格業者を指名停止

1 事案の概要

株式会社ADKマーケティング・ソリューションズは、公益法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が発注する特定テストイベント・本大会業務の入札に関して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条（不当な取引制限の禁止）に違反する行為を行っていたとして令和7年6月23日に公正取引委員会から同法に基づく排除措置命令を受けた。

このことは、香川県広域水道企業団物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領別表6の項（2）に該当するため、同要領第2条第1項に基づき、指名停止を行う。

2 指名停止業者の名称・所在地・指名停止期間

業 者 名 等	指名停止期間
株式会社ADKマーケティング・ソリューションズ 代表取締役 大山 俊哉 様 東京都港区虎ノ門一丁目23番1号	令和7年8月1日 ～令和7年10月31日 (3月間)

※課徴金減免制度について

（株）ADKマーケティング・ソリューションズは課徴金減免制度の適用があったことから、指名停止の期間は措置要領第4条第2項の規定により、通常月数の2分の1の措置としている。

3 指名停止業者と企業団との契約状況（平成30年度以降）

実績なし

○香川県広域水道企業団物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（抄）

別表（第2条―第5条・第10条関係）

措 置 要 件	期 間
(独占禁止法違反) 6 次に掲げる区域内において、業務に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき（次項に掲げる場合を除く。）。 (1) 県内 (2) 県外	当該認定をした日から 12月以上24月以内 <u>6月以上12月以内</u>

(指名停止期間の特例)

第4条 略

2 企業長は、有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由があるため、別表又は前項に規定する指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、当該有資格業者に係る指名停止の期間を当該短期の2分の1の期間まで短縮することができる。

3-6 略